

家庭から出る使用済みの「天ぷら油」 (廃食油) を回収しています！！

昭和町役場環境経済課では平成 20 年（2008 年）7 月からご家庭で不要になった廃食油(植物油)の回収を行っています。

みなさまのご協力をお願いいたします。

回収場所：役場環境経済課 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

役場 2 階環境経済課前に、回収スタンドを設置しています。天ぷらなどを揚げた後の廃食油をペットボトルなどに貯めてお持ちください。

お持ちいただいた方には、粗品を進呈いたします！！

- ◎天かすなどを取り除いてください。底にたまるラードなどの動物油をできるだけ入れないようにしてください。
- ◎お持ちになった油をポリタンクに移し、容器（ペットボトルなど）はお持ち帰りいただきます。
- ◎天ぷら油は適度に使用したもので結構です。ただし長時間放置されたものや直射日光のあたる場所、高温な場所に置かれていたものは使用できない場合があります。
- ◎賞味期限が切れた油でも回収します。
- ◎回収した油は町内にある精製会社に運ばれます。



○回収可能な油の種類（植物油）

なたね油、大豆油、コーン油、ごま油、紅花油、ひまわり油、サラダ油等

×回収できない油の種類

鉱物油、牛脂、豚脂（ラード）、パーム油、ヤシ油等



問合せ 役場環境経済課 環境衛生係 (☎275-8355)